

鹿屋市保健福祉関係顕彰実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保健福祉関係顕彰実施要綱（平成18年鹿屋市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条第2項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健康づくり・高齢者支援対策監

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(欠格事項)

第3条 顕彰を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当するときその他顕彰の趣旨に反すると認められるときは、顕彰を行わない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (3) 市税等を滞納している者であるとき。
- (4) その他顕彰することが適当でないと認められるとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。